

7. 医薬品に係る排出量

本項は、前回(第5回公表)の推計方法から変更、追加の部分があり、その部分については、下記により示している。

変更部分 下線(波線)

< 推計の対象範囲 >

医薬品として使用される対象化学物質は、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド等多数あるが、現時点で排出量の推計が可能なものとして、滅菌薬剤として使用されているエチレンオキシド、ホルムアルデヒドを推計対象とした。その他の物質については、現時点では全国出荷量等のデータが得られていないので、今回の推計の対象外とした。

エチレンオキシド

(1) 使用および排出に係る概要

使用される物質

医療用等の滅菌・消毒用(いわゆる滅菌ガス)として使用されるガスには一般的にエチレンオキシド(物質番号:42)が使用されており、炭酸ガスで希釈された高圧ガス製品(殺菌ガス懇話会によれば、エチレンオキシドの含有率は平均 20%程度)の形態で販売されている。

届出外排出量と考えられる排出

殺菌ガス懇話会によると、滅菌ガスの多くは注射針や内視鏡等の医療用機械器具製造業の事業所(対象業種)で使用され、これらは「届出排出量」又は「届出外排出量のうち対象業種の事業者からの排出量(いわゆる裾切り未満からの排出量)」に区分される。また、病院や滅菌代行業(病院から委託を受け、医療器具等の滅菌を行うサービス業)も主要なユーザーであり、これら病院等の医療業(以下「病院等」という。)からの排出量は届出の対象外となるため、本推計の対象となる。

なお、大学病院等の高等教育機関からのエチレンオキシドの届出排出量との重複を考慮して推計することとする。

物質の排出

病院等では、一部、エチレンオキシドの排ガス処理を行っている。滅菌代行業の施設では約 40%の施設に排ガス処理装置が設置されており、その処理効率是一般的に 99.9%程度である。また、平成 13 年度及び 15 年度に地方自治体が病院を対象に行った調査によると、取扱量に対し、95%のエチレンオキシドが大気への排出である。

(2) 利用可能なデータ

推計に用いるデータは表 7-1 のとおりである。

表7-1 エチレンオキシドの推計で利用可能なデータの種類(平成18年度)

| データの種類 | 資料名等 |
|--------------------------------|---|
| エチレンオキシド(滅菌ガス)の全国出荷量(t/年) | ガスメディケーナ 2007(ガスレビュー,平成19年10月) |
| 分野別の需要割合(%) | |
| 病床規模別・在院及び外来患者延数(人) | 平成17年医療施設調査・病院報告(厚生労働省(平成19年5月)) |
| 病院の滅菌消毒に係る外部委託率(病床規模別)(%) | |
| 滅菌消毒の形態別の構成比(%) | 平成18年度医療関連サービス実態調査報告書((財)医療関連サービス振興会) |
| 排出率(%) | 日本滅菌業協議会調査(平成16年4月)による |
| | 平成13年度及び15年度アンケート調査(地方自治体)による |
| 都道府県への配分指標の値(表7-10) | 平成17年医療施設調査・病院報告(厚生労働省(平成19年5月)) |
| 都道府県別・在院及び外来患者延数(人) | |
| 都道府県別・滅菌消毒に係る外部委託率(%) | 日本滅菌業協議会ホームページ(http://www.admin7.com/ajss/index.html) |
| 都道府県別・滅菌代行業施設数(箇所) | |
| 高等教育機関(大学病院等)からの届出排出量(大気)(t/年) | 平成18年度届出排出量(経済産業省・環境省) |

(3) 推計方法

エチレンオキシドの全国使用量

平成18年度は滅菌ガスとして4,445t/年が出荷されている。滅菌ガスに対するエチレンオキシドの含有率は、殺菌ガス懇話会によると、平均20%である。したがって、エチレンオキシドの全国出荷量は889t(=4,445t/年×20%)である。

また、滅菌ガスに使用されるポンベは主に2種類であり、殺菌ガス懇話会がポンベ形状別の出荷割合を把握している。「産業向け大型ポンベ(医療機械器具製造業等の事業所にて主に使用)」「病院向け小型ポンベ」「その他」のポンベ形状で区分されている(図7-1)。

病院で使用した医療器具を滅菌消毒する際の形態を、表7-2に示す。病院自らが作業をする場合と滅菌代行業へ作業を委託する場合があり、その際に使用されるポンベ形状との対応関係は主に表7-2のとおりである。

「病院向け小型ポンベ」の出荷量は、自主滅菌及び外部委託(院内請負い型)の使用量の合計に相当すると考えられる。一方、「産業向け大型ポンベ」の出荷量の多くは医療機械器具製造業等の届出対象業種や滅菌代行業者にて使用される。

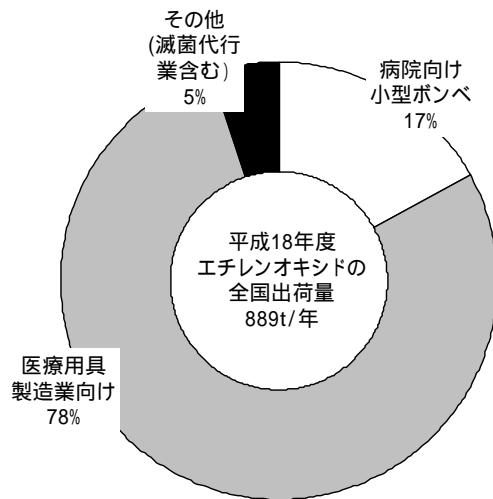


図7-1 エチレンオキシド(滅菌ガス)の全国出荷量の内訳

表7-2 医療器具の滅菌消毒の形態

| 形態 | 実施主体 | 滅菌場所 | 使用する主なポンベ種類 |
|------|--------|--------------------|---------------------|
| 自主滅菌 | 病院 | 病院の施設内 | 病院向け小型ポンベ |
| 外部委託 | 院内請負い型 | 滅菌代行業 病院の施設内 | 病院向け小型ポンベ |
| | 院外持出し型 | 滅菌代行業 滅菌代行業の施設内 | 産業向け大型ポンベ |
| | 併用型 | 滅菌代行業 | 「院内請負い型」「院外持出し型」の併用 |

注1:各種滅菌代行業者等の資料に基づき作成

注2:一部だけを外部委託する場合があるが、全部委託する場合と区別せず「外部委託」に分類した(以下の表も同様)。

病院における自主滅菌、外部委託のいずれの場合にも、滅菌消毒に係るエチレンオキシドの使用量は病院の患者数に比例すると仮定すると、病院向け小型ポンベに係る使用量(151t/年=889t/年×17%)の病床数による内訳は表7-3のとおりとなる。

表7-3 病床規模別の全国使用量(病院向け小型ポンベ)

| 病床数 | 患者数 (外来・在院) | 構成比 | 全国使用量 (t/年) |
|---------|----------------|--------|----------------|
| 20～49 | 47,920 | 4.4% | 6.7 |
| 50～99 | 130,904 | 12.1% | 18.3 |
| 100～299 | 402,036 | 37.2% | 56.2 |
| 300～499 | 265,002 | 24.5% | 37.0 |
| 500以上 | 235,206 | 21.8% | 32.9 |
| 合計 | 1,081,068 | 100.0% | 151.1 |

需要分野別の使用量

病院が外部委託をする割合(以下、「外部委託率」とする)は、全体で約20%程度であり(病床規模別の外部委託率は表7-4)、外部委託の3種類の形態のうち、院内請負い型と院外持出し型は同程度の割合である(外部委託の形態別構成比は表7-5)。

なお、外部委託率及び外部委託の形態別構成比のデータは、3年ごとに更新が可能であり、今回の推計にてデータの更新を行った。

表7-4 病院の滅菌消毒に係る病床数別の外部委託率

| 病床数 | 回答数 (a) | 委託病院数 (b) | 外部委託率 =(b)/(a) |
|---------|------------|--------------|-------------------|
| 20～49 | 1,214 | 156 | 12.9% |
| 50～99 | 2,344 | 312 | 13.3% |
| 100～199 | 2,716 | 476 | 17.5% |
| 200～299 | 1,149 | 205 | 17.8% |
| 300～499 | 1,118 | 359 | 32.1% |
| 500以上 | 485 | 273 | 56.3% |
| 合計 | 9,026 | 1,781 | 19.7% |

資料：平成17年医療施設調査・病院報告（厚生労働省、平成19年5月）

注1：委託病院数にはエチレンオキッド以外の滅菌消毒業務を委託している場合が含まれる。

注2：外部委託率は「回答数」「委託病院数」より算出した値。

表7-5 医療用具の滅菌消毒に係る外部委託の形態別構成比

| 病床数 | 外部委託の形態別回答数 | | | | | 外部委託における形態別構成比 | | | |
|---------|-------------|------------|-----|-----|-----|----------------|------------|---------|------|
| | 院内請 負い型 | 院外持 出し型 | 併用型 | 無回答 | 合計 | 院内請 負い型 | 院外持 出し型 | 併用 型 | 合計 |
| 20～49 | 5 | 15 | 2 | 7 | 29 | 23% | 68% | 9% | 100% |
| 50～99 | 10 | 23 | 5 | 3 | 41 | 26% | 61% | 13% | 100% |
| 100～299 | 25 | 30 | 6 | 15 | 76 | 41% | 49% | 10% | 100% |
| 300～499 | 9 | 8 | 7 | 1 | 25 | 38% | 33% | 29% | 100% |
| 500以上 | 14 | 2 | 5 | 1 | 22 | 67% | 10% | 24% | 100% |
| 合計 | 63 | 78 | 25 | 27 | 193 | 39% | 44% | 17% | 100% |

出典：平成18年度医療関連サービス実態調査報告書（財団法人医療関連サービス振興会）

注1：上記の構成比は外部委託を実施している病院の回答数ベースの値を示す。

注2：回答にはエチレンオキッド以外の滅菌消毒業務を委託している場合が含まれる。

滅菌消毒の形態（表7-2）に対応させて表7-6の需要分野に区分した場合、各病床規模における需要分野別の比率は表7-6の式のように表すことができる。

表7-6 全国出荷量に対する「使用量の割合」の算定式

| 需要分野 | 病床規模別の 使用量の割合 | 滅菌消毒の形態 (参考) |
|---------------|---------------------------------|------------------|
| 病院 | $(1-a)/(1-a \times b)$ | 自主滅菌 |
| 滅菌代行業 (院内) | $(a-a \times b)/(1-a \times b)$ | 外部委託 (院外持出し型) |
| 滅菌代行業 (院外) | $(a \times b)/(1-a \times b)$ | 外部委託 (院内請負い型) |

注：表中の記号の意味は以下のとおり。

a：外部委託率（表7-4）

b：院外率

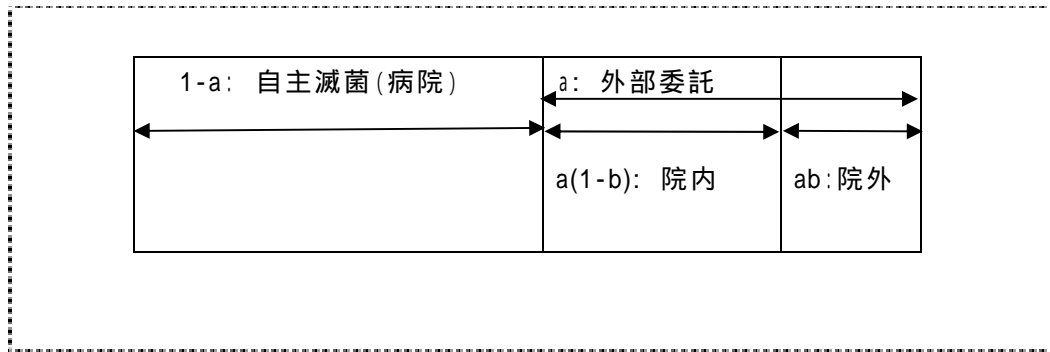


図 7-2 病床規模別の使用量の割合の算出イメージ

「院外率」とは、下記の式で定義するものであり、表 7-5 のデータから算出する。院外率の設定に利用可能なデータ数は少なく、病床数規模による院外率の差の有意性の検証が必要なことから、院外率は表 7-5 に示す合計の値を使って算出することとする。

$$(\text{院外率}) = \frac{(\text{院外持ち出型}) + (\text{併用型}) \times (1/2)}{(\text{院外持出し型}) + (\text{院内請負い型}) + (\text{併用型})}$$

表 7-7 病床規模別の使用量の比率

| 病床数 | 使用量の比率 | | |
|---------|--------|-----------|-----------|
| | 病院 | 滅菌代行業(院内) | 滅菌代行業(院外) |
| 20～49 | 93.7% | 6.3% | 7.5% |
| 50～99 | 93.5% | 6.5% | 7.8% |
| 100～299 | 91.1% | 8.9% | 10.6% |
| 300～499 | 82.3% | 17.7% | 21.2% |
| 500以上 | 63.1% | 36.9% | 44.3% |
| 合計 | 89.9% | 10.1% | 12.0% |

注 1: 「使用量の比率」は、表 7-6 の算定式に基づき算出。病院と滅菌代行業(院内)の合計(=病院向け小型ポンペに係る使用)が 100%となる。

注 2: 本表に示す比率は「100～199」等の区分でも把握できるが、ここでは従来と同じ区分で比率を設定した。

表 7-8 需要分野別の全国使用量(平成 18 年度)

| 病床数 | 全国使用量(t/年) | | | |
|---------|------------|-----------|-----------|-------|
| | 病院 | 滅菌代行業(院内) | 滅菌代行業(院外) | 合計 |
| 20～49 | 6.3 | 0.4 | 0.5 | 7.2 |
| 50～99 | 17.1 | 1.2 | 1.4 | 19.7 |
| 100～299 | 51.1 | 5.1 | 5.9 | 62.1 |
| 300～499 | 30.4 | 6.7 | 7.7 | 44.7 |
| 500以上 | 20.6 | 12.3 | 14.2 | 47.1 |
| 合計 | 125.4 | 25.7 | 29.7 | 180.8 |

注: 表 7-3 に表 7-7 を乗じた値である。

全国排出量

平成 13 年度及び 15 年度に病院に対し地方自治体が実施した調査(データ数の合計 93 件)より、病院の施設からの大気への排出率を 95%と仮定する。地方自治体の調査では、水域への排出(下水道への移動も含む)が 1.0%程度あったが、データ数が少なく実態が不明確なので、ここでは水域への排出量は推計対象とはしない。

また、滅菌代行業の施設では、新しい事業所を中心に排ガス処理装置の導入が進んでいる。日本滅菌業協議会の調べでは、平成 17 年 4 月現在、40%の施設(滅菌代行業施設 40 件のうち 16 件)で排ガス処理装置(触媒燃焼方式等)が導入されている。また、一般的に処理装置の処理効率は 99.9%程度の性能である(例:処理前の数千 ppm が処理後は数 ppm に低減)。このデータに基づき、滅菌代行業の施設からの大気への排出率は 60%とする。

表 7-9 需要分野別の全国排出量(平成 18 年度)

| 病床数 | 全国排出量(t/年) | | | |
|---------|------------|-----------|-----------|-------|
| | 病院 | 滅菌代行業(院内) | 滅菌代行業(院外) | 合計 |
| 20～49 | 6.0 | 0.4 | 0.3 | 6.7 |
| 50～99 | 16.2 | 1.1 | 0.9 | 18.2 |
| 100～299 | 48.7 | 4.7 | 3.6 | 57.0 |
| 300～499 | 29.0 | 6.2 | 4.7 | 39.9 |
| 500以上 | 19.7 | 11.5 | 8.7 | 40.0 |
| 合計 | 119.5 | 24.0 | 18.2 | 161.8 |

注 1:病院及び滅菌代行業(院内)の排出率を 95%、滅菌代行業(院外)の排出率を 60%とし、表 7-8 の値に乗じた。

注 2:病院の排出量は大学病院等の届出排出量との重複を除く前の値である。

都道府県別の配分指標

都道府県別の配分指標を下記に示す。外部委託率は病床数による差もあるが、病床数の構成比には都道府県による顕著な地域差がないと仮定し、外部委託率は都道府県ごとの平均値を使うこととする。配分指標に用いる値を表 7-11 に示す。

表 7-10 都道府県別の配分指標

| 需要分野 | 都道府県への配分指標 | 資料名等 |
|-----------|---|---|
| 病院 | 以下の二つのパラメータの積 都道府県別の患者延数(在院・外来) (1 - 都道府県別の外部委託率) | 平成 17 年医療施設調査・病院報告 (厚生労働省) |
| 滅菌代行業(院内) | 以下の二つのパラメータの積 都道府県別の患者延数(在院・外来) 都道府県別の外部委託率 | 「病院」と同じ |
| 滅菌代行業(院外) | 都道府県別の滅菌代行業の施設数 | 日本滅菌業協議会ホームページ (http://www.admin7.com/ajss/index.html) |

届出排出量の重複排除

大学病院等の高等教育機関からの大気への届出排出量は全国値で約 8.3t/年(平成 18 年度)であり、病院からの大気への排出量推計値(平成 18 年度:約 120t)の約 6.9%であった。この値を都道府県によらず全国一律の排出量との重複分とみなし、全国の排出量の推計値(病院における都道府県別の届出外排出量の推計値)より除外することとする。

推計方法のフローを図 7-3 に示す。図中の番号は表 7-1 の番号に対応している。

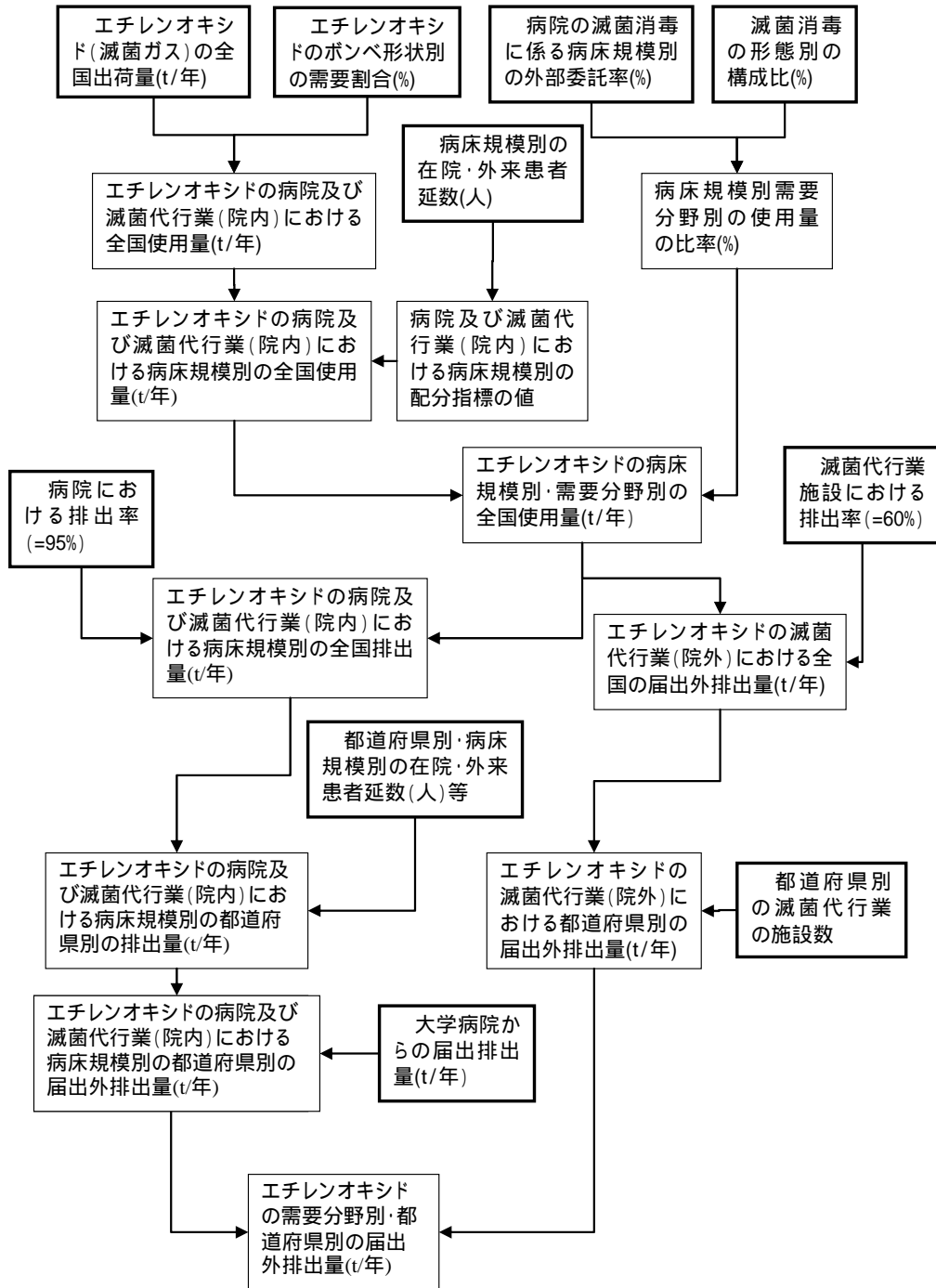


図 7-3 エチレンオキシドに係る排出量の推計フロー

表7-11 都道府県別の配分指標に係る値(平成18年度)

| 都道府県名 | 病床数別の患者延数(在院、外来)(千人) | | | | | | 滅菌消毒 委託率 |
|---------|----------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------------|
| | 20～49 | 50～99 | 100～299 | 300～499 | 500以上 | 合計 | |
| 1 北海道 | 2,123 | 10,493 | 26,325 | 14,757 | 12,318 | 66,015 | 21% |
| 2 青森県 | 259 | 1,501 | 5,663 | 3,122 | 2,036 | 12,580 | 11% |
| 3 岩手県 | 269 | 1,413 | 5,427 | 3,999 | 1,554 | 12,662 | 8% |
| 4 宮城県 | 710 | 2,363 | 6,170 | 4,777 | 2,698 | 16,718 | 23% |
| 5 秋田県 | 146 | 678 | 4,637 | 3,557 | 3,127 | 12,145 | 24% |
| 6 山形県 | 282 | 897 | 3,161 | 2,931 | 2,725 | 9,996 | 26% |
| 7 福島県 | 374 | 2,114 | 7,345 | 4,212 | 3,798 | 17,844 | 12% |
| 8 茨城県 | 1,491 | 3,260 | 8,804 | 4,571 | 4,586 | 22,713 | 15% |
| 9 栃木県 | 324 | 1,256 | 6,910 | 1,729 | 4,959 | 15,177 | 17% |
| 10 群馬県 | 818 | 1,976 | 6,061 | 4,982 | 2,342 | 16,179 | 34% |
| 11 埼玉県 | 2,555 | 6,207 | 16,112 | 12,074 | 7,246 | 44,193 | 20% |
| 12 千葉県 | 2,298 | 4,025 | 13,724 | 11,159 | 8,429 | 39,635 | 23% |
| 13 東京都 | 5,639 | 11,209 | 26,783 | 19,660 | 33,554 | 96,844 | 27% |
| 14 神奈川県 | 1,781 | 4,507 | 17,294 | 16,310 | 14,895 | 54,786 | 22% |
| 15 新潟県 | 302 | 1,420 | 9,034 | 5,612 | 4,708 | 21,076 | 19% |
| 16 富山県 | 428 | 1,747 | 4,891 | 1,923 | 3,112 | 12,101 | 23% |
| 17 石川県 | 774 | 1,189 | 4,871 | 3,068 | 2,850 | 12,753 | 22% |
| 18 福井県 | 845 | 1,090 | 3,690 | 1,658 | 1,625 | 8,909 | 10% |
| 19 山梨県 | 198 | 538 | 4,205 | 1,044 | 1,323 | 7,308 | 15% |
| 20 長野県 | 804 | 1,834 | 6,023 | 6,722 | 2,784 | 18,167 | 22% |
| 21 岐阜県 | 560 | 1,852 | 4,561 | 4,815 | 3,846 | 15,634 | 17% |
| 22 静岡県 | 122 | 2,348 | 8,708 | 5,637 | 8,908 | 25,723 | 23% |
| 23 愛知県 | 2,491 | 4,877 | 14,379 | 12,062 | 16,976 | 50,786 | 20% |
| 24 三重県 | 717 | 1,777 | 5,041 | 4,360 | 2,679 | 14,575 | 13% |
| 25 滋賀県 | 198 | 338 | 3,486 | 3,518 | 3,073 | 10,612 | 13% |
| 26 京都府 | 628 | 2,256 | 8,764 | 5,504 | 7,180 | 24,332 | 31% |
| 27 大阪府 | 2,565 | 9,250 | 24,189 | 18,692 | 20,830 | 75,525 | 23% |
| 28 兵庫県 | 980 | 5,190 | 17,721 | 14,322 | 5,593 | 43,807 | 27% |
| 29 奈良県 | 237 | 704 | 4,511 | 3,669 | 2,194 | 11,315 | 14% |
| 30 和歌山県 | 195 | 1,524 | 3,577 | 2,650 | 1,364 | 9,310 | 11% |
| 31 鳥取県 | 99 | 466 | 2,551 | 2,155 | 628 | 5,899 | 16% |
| 32 島根県 | 272 | 483 | 2,078 | 2,954 | 1,419 | 7,207 | 14% |
| 33 岡山県 | 966 | 2,980 | 8,084 | 1,620 | 6,118 | 19,768 | 11% |
| 34 広島県 | 1,482 | 3,527 | 10,812 | 7,620 | 4,023 | 27,464 | 23% |
| 35 山口県 | 530 | 1,390 | 7,500 | 5,091 | 1,907 | 16,418 | 19% |
| 36 徳島県 | 1,488 | 1,716 | 3,022 | 2,583 | 912 | 9,720 | 11% |
| 37 香川県 | 1,132 | 1,698 | 3,836 | 2,784 | 2,322 | 11,772 | 23% |
| 38 愛媛県 | 1,148 | 2,511 | 5,813 | 3,460 | 3,226 | 16,157 | 13% |
| 39 高知県 | 333 | 3,007 | 5,579 | 1,949 | 928 | 11,796 | 25% |
| 40 福岡県 | 1,874 | 5,437 | 23,797 | 10,309 | 10,402 | 51,819 | 24% |
| 41 佐賀県 | 865 | 2,004 | 4,193 | 1,068 | 1,284 | 9,415 | 20% |
| 42 長崎県 | 532 | 2,547 | 7,926 | 3,391 | 2,248 | 16,644 | 7% |
| 43 熊本県 | 1,084 | 2,915 | 10,385 | 4,356 | 1,960 | 20,700 | 13% |
| 44 大分県 | 1,508 | 2,433 | 6,330 | 1,620 | 1,126 | 13,017 | 16% |
| 45 宮崎県 | 1,209 | 2,980 | 3,241 | 3,125 | 910 | 11,466 | 7% |
| 46 鹿児島県 | 2,014 | 4,108 | 10,388 | 2,912 | 1,335 | 20,756 | 9% |
| 47 沖縄県 | 270 | 870 | 4,437 | 4,908 | 1,145 | 11,629 | 14% |
| 全国合計 | 47,920 | 130,904 | 402,036 | 265,002 | 235,206 | 1,081,068 | 20% |

出典：平成17年医療施設調査・病院報告(厚生労働省)

(4) 推計結果

エチレンオキシドに係る排出量の推計結果を表7-12 に示す。エチレンオキシドに係る排出量の合計は約 150t/年と推計される。

表7-12 エチレンオキシドに係る排出量推計結果(平成18年度:全国)

| 需要分野 | 年間排出量 (kg/年) |
|-----------|-----------------|
| 病院 | 111,275 |
| 滅菌代行業(院内) | 24,044 |
| 滅菌代行業(院外) | 18,189 |
| 合計 | 153,508 |

ホルムアルデヒド

(1) 使用及び排出に係る概要

使用される物質

病院等の医療業で滅菌薬剤として使用されるホルムアルデヒドは通常 37%水溶液の状態で使用される。

届出外排出量として考えられる排出

本調査で推計するホルムアルデヒドの用途は日本薬局方の医薬品に限定しており、医療業での殺菌消毒剤として使用される。なお、高等教育機関(大学病院等)からの届出排出量との重複が考えられるが、高等教育機関から届出されるホルムアルデヒドが日本薬局方の医薬品に限定されているか不明であるため、ここでは考慮しないこととする。

物質の排出

使用後に、一部が下水道もしくは公共用水域へ排出されるものと考えられる。ただし、PRTRにおける届出外排出量としては、下水道へ移動する数量が含まれないため、公共用水域への排出だけを推計対象とする。

(2) 利用可能なデータ

推計に用いるデータは表7-13のとおりである。

表7-13 ホルムアルデヒドの推計で利用可能なデータの種類(平成18年度)

| | データの種類 | 資料名等 |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|
| | 対象化学物質の医薬品類としての全国出荷量(t/年) | 平成16年薬事工業生産動態統計年報(厚生労働省) |
| | 全国使用量に対する水域(公共用水域・下水道)への排出率(%) | 平成13年度及び平成15年度アンケート調査(地方自治体)による |
| | 都道府県別の医療業従業者数(人) | 平成17年医療施設調査・病院報告(厚生労働省、平成19年5月) |
| | 都道府県別の下水道普及率(%) | 平成18年度の都道府県別污水处理人口普及状況(国土交通省ホームページ) |

医薬品としての全国出荷量

「薬事工業生産動態統計年報(厚生労働省)」に掲載されている日本薬局方の医薬品としての生産量のデータに限定して推計することとする。利用可能な最新データである平成16年度の値を用いて、生産量はホルマリンとして55,031L(=60,534kg:比重1.1kg/L)、ホルムアルデヒドとしては22,398kgとする(ホルムアルデヒドの平均含有率は37%)。

全国使用量に対する水域(公共用水域・下水道)への排出率

環境中への排出量の多くが水域に排出されるものと仮定できる。平成13年度及び15年度に地方自治体が行ったアンケート調査(ホルムアルデヒドの回答数=56)によると、病院におけるホルムアルデヒドの水域への排出率は全国使用量に対して28.1%であることより、この値を水域への排出率として用いることとする。なお、アンケート調査では「医薬品」と限定した調査を行っておらず、検体保存や試薬として用いられるホルマリンの排出率の回答が多く含まれていることに留意する必要がある。

都道府県別の医療業従業者数

ホルマリンの使用量は医療施設の規模に関連するものとし、医療業従事者数(医療施設調査・病院報告(厚生労働省))を指標として用いることとした。

都道府県別の下水道普及率

排水は下水道又は公共用水域へ排出されるが、地域により下水道普及率が異なるため、都道府県別の下水道普及率を考慮し、下水道への移動量を差し引くことにより、公共用水域への排出量が算出される。

(3)ホルムアルデヒドの排出量の推計方法

推計手順は以下のとおりである。なお、図中の番号は表7-13の番号に対応している。

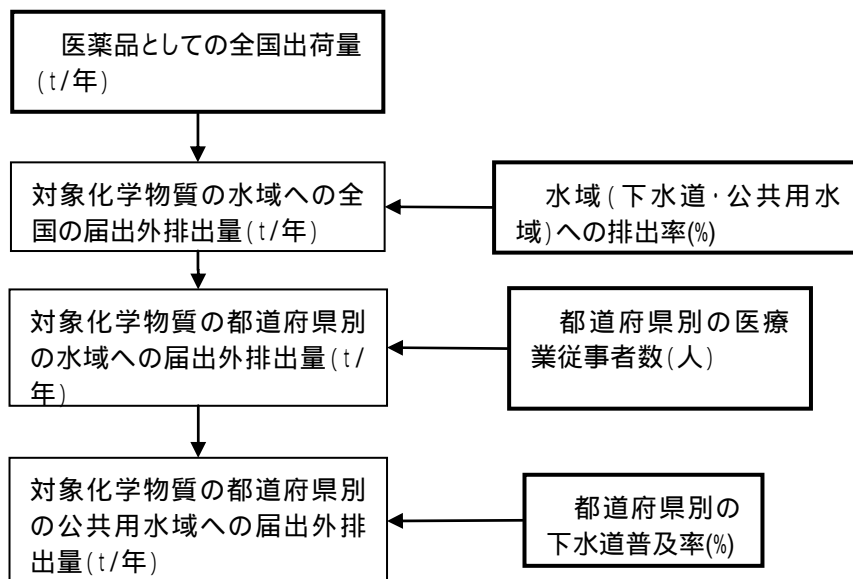


図7-4 ホルムアルデヒドに係る排出量の推計フロー

(4)推計結果

ホルムアルデヒドに係る排出量推計結果は、約2.0t(平成18年度:全国)である。